

区に寄せられた「区民の声」をご紹介します

区には、毎日、区民の皆さんからさまざまな「意見」「提案」が寄せられます。

区に寄せられた「区民の声」とそれに対する区の対応や考え方を3か月ごとに紹介しています。
今回は、平成15年1月から3月までの「区民の声」の一部をご紹介します。

学校給食に関する行政効率について

〈区民の声〉
広報みなと(平成15年2月21日号)に学校給食のあり方に関する検討会の記事がありました。学校給食のコストについては、一切言及がありません。行政サービスのある方を検討する際には、費用対効果の視点が重要ですが、こうしたことなど念頭にないよう見受けられます。

〈区の対応・考え方〉

学校給食のあり方を検討する際には、費用対効果の視点が必要です。一方で、学校給食は、成長期の子どもたちが食べるものであり、栄養バランスの取れた食事による心身ともに健康な体づくりをはじめ、さまざまな目的を持って行っています。現在、学校給食のあり方に関する検討会では、費用対効果の面を含め、さまざまな視点から検討を続けています。この検討会の報告を受け、教育委員会として今後の学校給食のあり方を定める際には、広く区民、保護者の皆さんにコストに関する情報も提供し、ご理解とご協力をいただきたいと思います。なお、広報みなと2月21日号では、紙面の制約の中でコストに関する情報は掲載できませんでしたが、今後

検討結果などを紹介するときに、コストに関する情報も含めてお知らせしていく予定です。

幼稚園と保育園の一元化について

〈区民の声〉

幼稚園では、園児数の減少により閉園の危機にあるところがある一方で、働く母親が増え、保育園の増設を望む声が高まっています。働く親のニーズを考慮し、保育園と幼稚園を一元化した施設があればよいと思います。

〈区の対応・考え方〉

区では、幼稚園と保育園の一元化に対する根強いニーズがあることを踏まえ、地域における子育て支援策のひとつとして、保護者の就労の有無や形態にかかわらず、幼児の教育、保育についての選択肢を広げていく必要があると考えています。具体的には、芝浦アイランド開発に伴う公共・公益施設のなかで、幼保一元化施設を整備することについて、現在検討を進めています。

保育園の延長保育について

〈区民の声〉

区立保育園の中には、延長保

育を実施していない園があります。そうした保育園でも、かなりの保護者が延長保育を希望しています。ぜひ、延長保育を拡大してください。

〈区の対応・考え方〉

区立保育園における延長保育については、今年4月から新たに実施した芝保育園を含めて、15園中、11園で実施しています。また、平成13年度に全園で11時間保育を導入するなど保育時間の拡大を図ってきましたが、さらに、13時間開所を2園で試行するなど、延長保育だけでなく、さまざまな方策を工夫して、ニーズに応える検討を進めます。今後、延長保育の実施園を拡大することについては、各地域の需要動向などを調査したうえで検討し、全体計画を策定していきます。

ご紹介した以外にもさまざまなまな声(みなこゑ)が寄せられました。区政運営においては、「区民の声」の一つひとつがとても貴重なものです。お気付きの点がありましたら、気軽に皆さんの声をお寄せください。

なお、港区ホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp> でも、「区民の声」をご紹介します。コーナーを設けています。

区政へのご意見・ご提案をお寄せください

広聴電話 夜間、土・日・祝日は留守番電話
☎3578-2052

広聴FAX 24時間受付
☎3578-2034

広聴メール
港区ホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp> から受け付けています。

問い合わせ
区民広報課区民の声担当
☎内線2050(2)



生涯自分の歯で過ごしましょう!

80歳で20本以上の歯を残しましょう

「健康寿命」を延ばそう

日本の平均寿命は、世界一です。しかし、長生きしても健康でなければ楽しい人生とはいえません。健康寿命は平均寿命より5〜6歳短く、その差を縮め健康寿命を伸ばす決め手の一つに口腔の健康を守ることがあります。

噛むためには歯がないと!

噛むことの大切さを紹介しましょう。
噛むことによってだ液が出ます。だ液は1日平均で1〜1.5リットルも出ます。

だ液の成分には、発がん物質を抑える酵素や老化を抑えるホルモンがあります。

また、歯の神経は脳の中枢神経に直結していて、噛むというアゴの運動は、脳を刺激するという効果につながっています。

3度の食事は、ぜひゆっくり時間をかけて噛み、味わいましょう。その副産物として肥満予防や胃腸の消化吸収を助けま

「8020健康噛む・カム」

「8020運動」をご存じですか?
永久歯の本数は親知らずを入れないと28本です。

私たちが、豊かな食生活を楽しむためには、少なくとも20本の歯が必要と言われています。現状はどうでしょうか。平成11年に行った調査では、80歳の歯の平均残存数は8本でした。

噛むために必要な20本の歯を残すためには、日々の生活習慣が大切です。

「口腔を守る生活習慣とは?」

【歯の喪失予防の8か条】
1日1回は、10分程度の時間をかけて、正しい歯磨きをしましょう。

デンタルフロスや歯間ブラシを使って、口の隅々まで丁寧にみがきましょう。

月に1回は、歯や歯肉を自分で観察しましょう。

かかりつけの歯医者さんで、定期健診や歯の清掃をしてもらいましょう。

甘い食べ物や飲み物のとり過ぎに注意しましょう。
喫煙は歯周疾患の危険因子でもあります。禁煙しましょう。
良く噛んで食べましょう。
ストレスは早めに、上手に解消しましょう。

住民基本台帳ネットワークシステムについて.....②
障害者福祉特集.....③~⑥
薬物乱用が広がっています.....⑦
悪い虫 なくすあなたの心がけ...⑧
緑化推進コンクールポスター・標語を募集します.....⑧

主な内容

8020健康噛む・カム

「8020達成者表彰」募集のお知らせ

80歳以上で20本以上ご自分の歯がある人を、診査のうえ、日ごろの歯と口の健康づくりの成果をたたえ表彰します。

応募基準 誕生日が大正12年3月31日以前の区民で、ご自分の歯が20本以上ある人(治療歯は可)

募集期間 6月11日(水)〜7月31日(木)

表彰式 審査後達成者を9月6日(土)に表彰します。

応募方法 自薦・他薦にかかわらず電話で、健康推進課地域保健係へ。

共催 麻布赤坂歯科医師会 芝歯科医師会

申し込みをされた人には、診査等の詳細について後日お知らせします。

申し込み・問い合わせ 健康推進課地域保健係(保健サービスセンター)
☎34455 4772

住民基本台帳ネットワーク システムの二次稼働に向けて 準備を進めています。

平成11年8月の住民基本台帳法の一部改正により、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住民ネット」)が昨年8月5日から一部稼働し(一次稼働)、8月25日(月)に全部稼働する予定です(二次稼働)。

一次稼働できている

Q パスポートの申請に「住民票の写し」を添付する必要があるようになったのですか。

A 各区市町村が保有している住民票情報のうち、本人確認情報(氏名・生年月日・性別・住所の4情報、住民票コードとこれらの変更情報)を住民ネットを通じて、国等の行政機関へ提供しています。これにより法律で定められた事務(例えば、恩給の支給、児童扶養手当の支給)など各種給付の申請書に添付していた「住民票の写し」の省略が、順次、可能となります。東京都では、パスポートの申請に要していた住民票の写しは、6月2日から不要となりました。(ただし、戸籍謄抄本の添付は従来どおり必要です。)

二次稼働できている

Q 私は港区に住んでいます。私が自分の「住民票の写し」を全国どこからでも受け取ることができるのですか。

A 本人確認の書類を提示して「本人」や「世帯」の住民票の写しの交付(広域交付)が、住民ネットを通じて全国どここの区市町村でも可能となります。(ただし、一部の区市町村では受け

取ることができない場合があります。)

Q この住民票の写しはどのようなものですか。

A 現在の住民票の写しを交付します。

ただし、戸籍筆頭者の氏名、本籍地の記載はありません。

Q 港区から他へ引っ越しする場合、区役所・支所へ行って転出証明書の交付を受ける必要がなくなると聞きましたが、どのようにするのですか。

A 港区から「住民基本台帳カード」の交付を受けている場合は、一定の事項を記載した転出届(付記転出届)を港区へ郵送すれば、窓口で転出証明書の交付を受ける必要はなく、新しく転入する区市町村へ住民基本台帳カードを添えて転入届をします。(ただし、一部の区市町村ではできない場合があります。)

Q 住民基本台帳カードは主に何に利用するのですか。

A 住民基本台帳カードは、セキュリティ上安全なICカードです。「転出証明書の交付を受ける必要がない引っ越し」の場合のほか、港区外の区市町村での「住民票の写し」の交付が迅速になります。

Q 住民基本台帳カードは「身分証明書」にもなるのでしょうか。

A 住民基本台帳カードは、「写真付き」と「写真なし」の2種類の発行が予定されています。いずれかを選択できますが、「写真付き」のカードは、個人の身分証明書として利用できます。

Q 住民基本台帳カードは有料ですか。

A 「写真付き」と「写真なし」のいずれも有料です。料金については、「広報みなと」等でお知らせする予定です。

住民ネットの個人情報保護

Q 区の保護対策を教えてください。

A 住民ネットは、区と区外の電子計算機の通信回線が結合されるため、区民の皆さんの大切な個人情報の保護が最も重要な課題となります。

そのため、次のとおり万全の対策を行っています。

安全性の高い専用回線を使用し、情報を暗号化することにより、データの流出を防止しています。

ネットワークへの不正アクセスを防止するための防御装置(ファイアウォール)を設置しています。

通信相手となるコンピュータとの相互認証を行い、操作者をIDカードやパスワードで制限しています。

住民ネットに管理される本人確認情報は、法律に規定された目的以外で利用することが禁止されています。

区市町村等(情報の受領者である関係機関も含む)の関係職員には秘密保持義務が課せられています。

区では個人情報への不正アクセス等への緊急対応として、東京都サバへの個人情報の送信(接続)を一時停止することとしています。

住民戸籍課庶務係
☎内線 2566

平成15年度就学義務猶予免除者の中学校卒業程度認定試験

試験日 11月4日(火) **試験場** 東京都就学相談室(渋谷区笹塚1-26-9) **願書受付期間** 8月1日(金)～9月1日(月)

受付場所・問い合わせ 東京都教育庁学務部義務教育心身障害教育課小中学校係
☎5320 6752

子育て支援だより

乳幼児一時預かり事業「みなとほっとルーム」が始まりました!

「急用が入った!」「ボランティア活動がしたい!」など、子どもをちょっと預かってほしいと思ったことはありませんか? 保護者の皆さんのそんな思いにこたえて、子ども家庭支援センターでは4月から「みなとほっとルーム」(乳幼児一時預かり事業)を始めました。

そこで、今回は子どもの立場から一時預かりについて考えてみます。通園していないお子さんにとって、多くの時間を過ごす大人はお母さんかお父さんです。みなとほっとルームに来たときのお子さんの気持ちは、きっとこんな感じでしょう。「おうちの人はどこへ行ってちゃうんだらう?」「なんで置いていかれちゃうんだらう?」「小さな胸は心細

情報アンテナ

安心して住み続けるために ~第26回住宅デー~

とき 6月29日(日)午前10時~午後3時

ところ 弁児童遊園・白金児童遊園・四の橋通児童遊園・三田二丁目児童遊園・網代公園・赤坂小学校

内容 無料住宅相談、無料包丁とぎ・まな板けずり(各1個・家庭用のみ)、子ども工作教室など

問い合わせ 東京土建一般労働組合港支部
☎3451-6673

さど不安でいっぱいのはずです。

「じゃあ預けない方がいいのかしら?」「いいえ!そんなことはありません。短い時間ですが、お子さんと離れてリフレッシュできた気持ちを、お迎えに来てから思いっきりお子さんに向けてあげてください。あなただけを追い求めていたお子さんの目を見つめて、あなただけを探していたお子さんの手を包んであげてください。一緒にいることの喜びをお子さんに一杯伝えてあげてください。

みなとほっとルームのスタッフは、この時間が保護者の皆さんにとってかけがえのない時間になり、親子の関係が今まで以上に深まればと、短い時間でも一生懸命保育をしています。皆さんの子育て支援になるようご利用をお待ちしています。

申し込みは、子ども家庭支援センターに、1か月前から前日の午後4時まで、電話または直接予約をしてください。

申し込みは、子ども家庭支援センター
☎3456 4367

港区シルバー人材センター パソコン教室

7月以降のご案内

みなとふれあい館パソコン教室では、「パソコン体験講座を無料で開いております。」

その他有料となりますが、基礎講座から専門講座、人気のおさらい塾など用意しています。費用等詳しくは、お問い合わせください。

ところ・申し込み 平日の午前10時~午後5時に電話で、みなとふれあい館(南麻布5-1-25 営団地下鉄地下鉄日比谷線広尾駅3番出口向かい歩道橋脇)へ。
☎5475 1305
☎5475 1306

子育てひろば「あい・ぽーと」オープン延期のお知らせ

5月21日号でお知らせしました、子育てひろば「あい・ぽーと」は、6月9日のオープンをめざして準備を進めてきました。子どもたちが安心して施設を利用できるよう、施設の居住環境に万全を期す必要があります。そのため環境の安全調査を実施することになりました。

この調査に期間がかかり、オープンを延期することになりましたので、お知らせします。

問い合わせ 事業推進課
☎内線 2091

員制です(ファックスで先着順)。

申し込みをした人に受講料振込口座をお知らせしますので、受講料を振り込んでください。

講座名 陶芸教室・すぐ使える生きた英語講座・楽しいスペイン語会話講座・英語の常識とビジネス英語・日本語講座・英語の常識あれこれ講座・楽しい囲碁教室・小中学生とその保護者向け・話せる旅の英会話・短文を書き、本にする講座・気功講座・ドラマチック歌謡曲、楽しく歌いましょう・実用中国語会話講座・楽しい水彩画教室

開講日・費用等詳しくは、お問い合わせください。

申し込み 平日の午前10時~午後5時に郵便番号・住所・氏名・年齢・電話・希望講座名を書いて、ファックスで、みなとふれあい館へ。
☎5475 1305
☎5475 1306

区立檜町公園再整備に伴うワークショップの参加者を募集します

区では、赤坂九丁目地区の旧防衛庁跡地に隣接する檜町公園の再整備を計画しています。再整備にあたっては、区民の皆さんからのご意見やご提案を広く取り入れるため、区民参加型のワークショップを開催します。

ワークショップに参加していただける人を募集します。

対象 区内在住・在勤者 **任期** 平成16年3月末まで **募集人数** 5人程度(抽せん)

申し込み 6月25日(水)までに都市計画課土木計画係にお問い合わせください。申し込み要領等をお送りします。

問い合わせ 都市計画課土木計画係
☎内線 2219



みなと

障害者福祉特集

障害のある人がよりよい日常生活を送れるよう
さまざまな福祉サービスを行っています。

平成15年(2003年) **6.11** ☎3578-2111(代) FAX 3578-2034(区民広報課) <http://www.city.minato.tokyo.jp>

支援費制度

今年4月から障害者サービスの一部が、行政がサービスの内容や提供する事業者を決める「措置制度」から、障害のある人が利用したいサービスを自ら選択し、事業者と対等な立場で契約を結びサービスを利用する「支援費制度」に変わりました。「支援費制度」で利用できるサービスは次のとおりです。
利用を希望する人は、申請手続き等が必要です。事前に「障害者福祉課障害者支援係」に相談してください。

1 支援費制度の利用のしくみ

相談・支給申請
サービスの利用を希望する人は、障害者福祉課に相談して、支援費支給申請の手続きをします。
調査・支給決定
区の職員が、利用者の障害程度や他のサービスの利用状況、介護者の状況などを調査し、サービスの支給内容を決定して「受給者証」を交付します。

契約・サービスの利用

利用者は、都道府県の指定を受けた施設や事業所(「指定事業者」といいます。)の中からサービスを受けたい「指定事業者」を選んで、契約を結んでサービスを利用します。

支援費の支払い

利用者はサービスを利用したら、利用者本人や扶養義務者の負担能力に応じた「利用者負担額」を指定事業者に支払います。サービスを利用するためにかけた費用から「利用者負担額」を除いた額を区が利用者に代わって「指定事業者」に支払い、指定事業者はこれを「支援費」として代理受領します。

2 支援費制度の対象となるサービス

1 サービスの内容
居宅サービス (対象となる人は、身体障害のある人・知的障害のある人・18歳未満の障害のある児童)

人は、身体障害のある人・知的障害のある人・18歳未満の障害のある児童

居宅介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護や家事・外出時の介助など日常生活の支援を受けるサービスです。

デイサービス

デイサービスセンター(事業所)に通って、機能訓練や創作的活動、入浴介助等を受けるサービスです。

短期入所

介護者が疾病等で介護できない状況のときに、一時的に施設等に入所し、生活に必要な援助を受けるサービスです。

グループホーム

知的障害のある人が地域で共同生活を営み、介助員から日常生活(食事・金銭管理等)の援助を受けるサービスです。

2 施設サービス (対象となる人は、身体障害のある人・知的障害のある人)

障害のある児童の施設サービスは、これまでどおり「措置制度」で行われます。

更生施設

身体または知的障害のある人が、施設に入所または通所して障害の程度に応じて自立した生活を送るために指導・訓練等を受ける施設です。

療養施設

常時介護が必要な身体障害のある人が、治療や日常生活に必要な援助を受ける施設です。

授産施設

身体または知的障害のある人が、施設に入所または通所して職業の提供や訓練等を受ける施設です。

通勤寮

企業等に就労している知的障害のある人が、自立をめざして日常生活に必要な援助を受けながら生活する施設です。

国立コロニー

重度の知的障害のある人が施設に入所して、日常生活に必要な援助を受ける国立の施設です(群馬県に1か所、定員550人だが入所は困難)。

問い合わせ

障害者福祉課障害者支援係
☎内線2670~4

身体障害のある人	知的障害のある人	障害のある児童(18歳未満)
居宅介護 ・身体介護(ヘルプ) ・家事援助(ヘルプ) ・移動介護(ガイドヘルプ) ・日常生活支援(全身性障害者に対する身体介護や見守りなど) ・デイサービス ・短期入所	居宅介護 ・身体介護(ヘルプ) ・家事援助(ヘルプ) ・移動介護(ガイドヘルプ) ・デイサービス ・短期入所 ・グループホーム(地域生活援助)	居宅介護 ・身体介護(ヘルプ) ・家事援助(ヘルプ) ・移動介護(ガイドヘルプ) ・デイサービス ・短期入所
更生施設 療養施設 授産施設	更生施設 授産施設 通勤寮 国立コロニー	

手帳の交付

※ 障害のある人が、各種のサービスを受けるために必要な手帳として、3種類の手帳があります。

制度	内容	対象	担当課
身体障害者手帳 (1~6級)	身体障害者(児)が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付します。各種サービスを受けるための前提になります。	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫)機能に障害がある人 指定医による所定の診断書が必要です。	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670~4 FAX3578-2678
愛の手帳 (1~4度)	知的障害者(児)が、各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けた制度で、本人または保護者の申請に基づいて交付します。なお、国の制度として療育手帳があります。	東京都心身障害者福祉センターまたは東京都児童相談センターから知的障害と判定された人	手帳再交付などについて 障害者福祉課知的障害者担当 ☎内線2677 FAX3578-2678 18歳以上の人の判定予約 東京都心身障害者福祉センター ☎3203-6141 FAX3203-6185 18歳未満の人の判定予約 東京都児童相談センター ☎3208-1121 FAX3208-1184
精神障害者保健福祉手帳 (1~3級)	精神障害のある人が、さまざまな支援を受け、自立して生活し社会参加するための手助けとなります。	精神障害のため、日常生活や社会生活に支障があり、申請する人入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。 有効期間は、原則として2年間です。 所定の診断書が必要です。	保健予防課予防係 (保健サービスセンター) ☎3455-4770 FAX3798-4619

区内施設案内

港区役所

〒105 8511 港区芝公園1-5

☎3578 2111(代表)

交通 駐車場あり

JR浜松町駅北口 徒歩10分

浅草線・大江戸線大門駅A6出口 徒歩5分

三田線御成門駅A2出口 徒歩5分

都バス大門(都06・浜95) 徒歩5分

障害保健福祉センター (ヒューマンぷらざ)

〒105 0014 港区芝1-8-23

交通 ☎5439 2511

交通 駐車場あり

JR浜松町駅南口 徒歩10分

浅草線・大江戸線大門駅A1出口 徒歩7分

三田線芝公園駅A1出口 徒歩10分

都バス金杉橋(都06) 徒歩3分

みなと保健所 (保健サービスセンター)

〒108 0073 港区三田1-4-10

交通 ☎3455 4701(代表)

交通 駐車場あり

大江戸線赤羽橋駅赤羽橋口 徒歩5分

三田線芝公園駅A2出口 徒歩10分

南北線麻布十番駅3番出口 徒歩10分

都バス中ノ橋(都06・反96・橋86) 徒歩2分

「心身障害者のためのサービス一覧」をご利用ください

今回紹介するサービスは一部です。詳しくは、障害者福祉課区役所2階で配付している「心身障害者のためのサービス一覧」をご覧ください。

障害者サービス一覧 (支援費制度のサービスを除く主なもの)

福祉手当等

障害がある人等の福祉の増進を図るため、各種の手当を支給しています。各種手当に該当すると思われる人は、早めに申請してください。

手当名	支給対象	手当額	受給できない人	支給月	担当課
心身障害者福祉手当 (区の制度)	・身障手帳1・2級の人 ・愛の手帳1～3度の人 ・脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ・表1の難病で特殊疾病医療費助成の受給者	月 15,500円	・65歳以上の新規の申請者 ・高齢者福祉手当、児童育成(障害)手当を受給している人 ・身体障害者更生施設等に入所している人 ・所得が一定以上の人	4月(12,1,2,3月分) 8月(4,5,6,7月分) 12月(8,9,10,11月分) 本人の口座に振り込みます。	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670-4 FAX3578-2678
	・身障手帳3級の人 ・愛の手帳4度の人	月 7,750円			
障害児福祉手当 (国の制度)	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする人 ・身障手帳1・2級程度 ・愛の手帳1・2度程度 ・常時介護を必要とする疾病・精神障害の人	月 14,480円	・身体障害者更生施設等に入所している人 ・障害を事由とする公的年金を受給している人 ・聴覚障害の場合、補聴器の使用効果のある人、運転免許の適性試験に合格している人 ・所得が一定以上の人	2月(11,12,1月分) 5月(2,3,4月分) 8月(5,6,7月分) 11月(8,9,10月分) 本人の口座に振り込みます。	
特別障害者手当 (国の制度)	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする人 ・おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で重複障害の人。重い精神障害の人。	月 26,620円	・身体障害者更生施設等に入所している人 ・病院・診療所に3か月以上入院している人 ・所得が一定以上の人		
重度心身障害者手当 (都の制度)	・重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とし、著しい精神症状がある人 ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複してある人 ・重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害がある人	月 60,000円	・身体障害者更生施設等に入所している人 ・病院・診療所に3か月以上入院している人 ・65歳以上の新規申請の人 ・所得が一定以上の人	毎月、本人の口座に振り込みます。代行者の預金口座に振り込みが可能な場合もあります。	
児童育成手当 (障害手当) 児童に障害があるとき	障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ・身障手帳 1・2級程度 ・愛の手帳 1～3度程度 ・脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)	月 15,500円	・所得が制限額を超えているとき ・児童が施設に入所しているとき ・当該児童が心身障害者福祉手当を受給しているとき	2月(10,11,12,1月分) 6月(2,3,4,5月分) 10月(6,7,8,9月分) 本人の口座に振り込みます。	
児童育成手当 (育成手当) 父または母に障害があるとき	障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人 ・身障手帳 1・2級程度 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)	月 13,500円	・所得が制限額を超えているとき ・児童が施設に入所しているとき		
特別児童扶養手当 児童に障害があるとき	障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ・身障手帳 1・2級程度 ・愛の手帳 1・2度程度	月 51,100円	・本人または扶養義務者の所得が制限額を超えているとき ・児童が公的年金を受けることができるとき ・児童が施設に入所しているとき	4月(12,1,2,3月分) 8月(4,5,6,7月分) 12月(8,9,10,11月分) 本人の口座に振り込みます。	
	・身障手帳 3級(4級の一部)程度 ・愛の手帳 3度程度	月 34,030円			
	・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)	程度により変わります。			
児童扶養手当 父に障害があるとき 【今後制度改正の予定があります】	父が重度の身体および精神障害(例/身障手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度)の状態にある児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。ただし身障手帳1～3級・愛の手帳1～3度程度の児童は、20歳未満)を扶養している母または養育している人	所得により変わります 月42,370円～10,000円	・本人または扶養義務者の所得が制限額を超えているとき ・児童または請求者が公的年金を受けることができるとき ・児童が施設に入所しているとき		

表1

(1) スモン	(14) 高安病	(27) アミロイドーシス	(40) 広範脊柱管狭窄症	(53) プリオン病	(66) 特発性慢性肺血栓塞栓症
(2) ベーチェット病	(15) 悪性関節リウマチ	(28) 後縦じん帯骨化症	(41) 特発性好酸球増多症候群	(54) 網膜色素変性症	(67) ライソウム病(ファブリー病を含む)
(3) 重症筋無力症	(16) 悪性高血圧	(29) ハンチントン病	(42) 原発性胆汁性肝硬変	(55) 遺伝性QT延長症候群	(68) 副腎白質ジストロフィー
(4) 全身性エリテマトーデス	(17) モヤモヤ病(ウィルス動脈輪閉塞症)	(30) ウェゲナー肉芽腫症	(43) 強直性脊椎炎	(56) 原発性肺高血圧症	(69) 脊髄性筋萎縮症
(5) 多発性硬化症	(18) 脊髄小脳変性症	(31) 特発性拡張型心筋症	(44) 重症急性膵炎	(57) 先天性ミオパチー	(70) アレルギー性肉芽腫性血管炎
(6) 再生不良性貧血	(19) 先天性血液凝固因子欠乏症	(32) 母斑症	(45) 進行性核上性麻痺	(58) 神経線維腫症	(71) 原発性硬化性胆管炎
(7) 筋萎縮性側索硬化症	(20) 人工透析を必要とする腎不全	(33) シェーグレン症候群	(46) 特発性大腿骨頭壊死症	(59) 網膜脈絡膜萎縮症	(72) 肝内結石症
(8) サルコイドーシス	(21) 結節性動脈周囲炎	(34) シャイ・ドレーガー症候群	(47) びまん性汎細気管支炎	(60) 進行性筋ジストロフィー	(73) 自己免疫性肝炎
(9) 特発性血小板減少性紫斑病	(22) 天疱瘡	(35) 多発性嚢胞腎	(48) 混合性結合組織病	(61) ウィルソン病	
(10) 汎発性強皮症	(23) 潰瘍性大腸炎	(36) 表皮水疱症	(49) ミトコンドリア脳筋症	(62) 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
(11) 皮膚筋炎・多発性筋炎	(24) ビュルガー病	(37) 特発性門脈圧亢進症	(50) 原発性免疫不全症候群	(63) 骨髄線維症	
(12) パーキンソン病	(25) クロウン病	(38) 膿疱性乾癬	(51) 遺伝性本態性ニューロパチー	(64) 亜急性硬化性全脳炎	
(13) 劇症肝炎	(26) ネフローゼ症候群	(39) ミオトニー症候群	(52) 特発性間質性肺炎	(65) バッド・キアリ症候群	

医療費助成

制度	対象	助成方法	担当課
障心身障害者医療費助成	次の要件をすべて満たす人 ・65歳未満で身障手帳1・2級(内部障害は1～3級)の人 ・65歳未満で愛の手帳1・2度の人 ・前年の本人(20歳以下の人は世帯主)所得が都の定める基準以下の人 次の人は対象になりません。 ・生活保護を受けている人 ・健康保険の自己負担のない施設に入所している人	心身障害者医療費助成制度を取り扱う医療機関で診療を受けるときは「保険証」と「障受給者証」を一緒に提示して、自己負担分を支払います。なお、健康保険のきかないものは助成の対象になりません。詳しくは、お問い合わせください。	国保年金課 高齢者医療係 ☎内線2655-7 FAX3578-2669
難病医療費助成	区民で(外国人登録者も含む)、医療費助成対象の疾病(主に表1のとおりです。詳しくは、お問い合わせください)にかかっている人 健康保険未加入者および生活保護受給者は除きます。	認定された疾病の医療費・調剤費・訪問看護費のうち、各種健康保険の自己負担分から患者一部負担額を除いた額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	
B型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成	都内に引き続き1年以上住所があり、B型またはC型ウイルス肝炎の治療を主な目的として入院を予定している人または入院している人 高齢者医療を受けている人(健康保険の高齢受給者、老受給者、福受給者)のうち一部負担割合が1割で限度額認定証を受けていない人は対象となりません。	B型またはC型ウイルス肝炎の入院治療にかかる保険診療の患者負担額を助成します。ただし、次の額は患者一部負担です。 月額40,200円まで 入院時食事療養費標準負担額 住民税非課税の人はのみ自己負担	保健予防課予防係 (保健サービスセンター) ☎3455-4770 FAX3798-4619
小児慢性疾患医療費助成	18歳未満の区民で(外国人登録者も含みます)医療費助成対象の疾病にかかっている人 健康保険未加入者および生活保護受給者は除きます。	認定された疾病の各種健康保険の自己負担額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	
精神障害者通院医療費公費負担	精神疾患にかかり、通院している人 年齢制限はありません。	精神障害および精神障害に付随する軽易な疾病で、入院しないで行われる通院医療費を助成します。原則として、医療費の5%は自己負担となります。 小児精神障害者については、入院医療費を助成しています。	
ひとり親家庭等の医療費助成制度 父または母に障害があるとき	障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童(身障手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の児童は20歳未満)を養育している人とその児童の医療費の自己負担分を助成します。 ・身障手帳1・2級程度 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度) ただし次の場合は除きます。 ・国民健康保険または社会保険等に未加入のとき ・児童が施設に入所しているとき ・本人または扶養義務者の所得が限度額を超えているとき ・生活保護を受けているとき ・東京都心身障害者医療費助成を受けることができるとき	健康保険による診療を受けたとき、支払うことになっている医療費の自己負担分を助成します。 住民税課税世帯は一部負担金があります。 入院時食事療養費は、全世帯、助成対象外です。	子育て推進課 給付係 ☎内線2430-3 FAX3578-2439

「身障手帳」とは身体障害者手帳の略です。

介護・派遣

事業	内容	対象	負担金等	担当課
精神障害者 ホームヘルパーの派遣	ホームヘルパーが家事や介護を行い、地域での自立した生活を送ることができるよう支援します。(午前7時～午後7時の間の2時間程度で、週2日程度)	・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 ・精神障害による年金を受給している人	生計中心者の前年所得に応じて自己負担があります。	保健予防課 精神保健福祉担当 ☎3455 - 4702 FAX3798 - 4619
重度脳性まひ者 介護人派遣	重度脳性まひがある人に、1日を単位として毎月12回まで対象者本人の推薦による介護人を派遣します。	20歳以上の重度脳性まひで身障手帳1級の人		障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670～4 FAX3578 - 2678
入浴サービス	[巡回入浴サービス] 巡回入浴車で家庭を訪問して入浴介助を行います(月4回、6～9月は月8回)。 [家族浴室貸し出しサービス] センター内の家族浴室を、貸し出し、家族等の介助により入浴することができます(火・金曜の午前10時～午後5時、月・水・木曜の午後2時～5時)。	・身障手帳 1・2級の人 ・愛の手帳 1・2度の人 原則として、巡回入浴サービスは、介護保険の対象となる人は除きます。 ・身障手帳 1・2級の人 ・愛の手帳 1・2度の人 ・家族等の介助により入浴できる人		障害保健福祉センター 事業係 ☎5439 - 2511 FAX5439 - 2514
緊急一時保護・ ショートステイ	[緊急一時保護] 常時介護が必要な障害者の介護者が、病气、冠婚葬祭、その他一時的な理由で介護ができない場合、区内施設へ短期入所ができます(日帰りまたは月6泊7日まで)。 [ショートステイ(レスパイト保護)] 介護者が休暇をとる際に、区内施設等へ短期入所ができます(年24日まで)。	・身障手帳 1・2級の人 ・愛の手帳 1～4度の人 ・脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ・18歳以上で、身障手帳を持っているひとり暮らしの人 原則として介護保険の対象となる人は除きます。 常時、医療的ケアが必要な人は除きます。	食事代 1日あたり 1,500円程度	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670～4 知的障害者担当 ☎内線2677 FAX3578 - 2678

日常生活の援助・各種給付等

事業	内容	対象	負担金等	担当課
理美容 (出張)サービス	理容師・美容師が自宅まで出張し、理容(カット・シェービング)美容(カット・ソフトメイク)を行います。	・重度心身障害者手当を受給している人 ・身障手帳 下肢・体幹機能障害1級の人 ・愛の手帳 1度の人	1回 2,000円 利用券を年4枚交付します。	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670～4 FAX3578 - 2678
寝具乾燥等消毒	ご自宅に寝具乾燥消毒車を配車して、寝具(布団)の乾燥消毒を年12回(うち1回は水洗い)行います。	・身障手帳または愛の手帳をお持ちで寝具の乾燥が困難な人 ・病院等に入院中の人は除きます。	乾燥消毒 1組150円 敷・掛布団の水洗い 1枚各300円(年1回) 毛布の水洗い 1枚50円(年1回)	
紙おむつの支給	月1回、紙おむつを配送します。	・身障手帳 1・2級の人 ・愛の手帳 1・2度の人 いずれも3歳以上65歳未満の人	月 500円	
無料入浴券交付	公衆浴場で利用できる入浴券を年間52枚まで支給します。	身障手帳・愛の手帳または被爆者手帳をお持ちで、自宅に風呂のない人		
日常生活用具の給付	特殊寝台、特殊便器等を給付します。	・身障手帳 1・2級程度の人 ・愛の手帳 1・2度程度の人 障害種別により給付物品が定められています。	給付、改善等には、基準額があります。また、世帯の前年所得に応じて自己負担があります。	
住宅設備改善	浴場、台所、玄関、便所等の設備改善に伴う器具や設置費等を支給します。	年齢・障害の種別により給付内容が定められています。		
補装具の交付と修理	義肢、装具、車いす、眼鏡、義眼、点字器、補聴器、盲人安全つえ、蓄便袋、蓄尿袋等を交付・修理します。	・身障手帳をお持ちの人 更生相談所の判定が必要な場合があります。	世帯の前年所得に応じて自己負担があります。	
知的障害者(児) 徘徊探索支援	知的障害のある人等が徘徊し居所不明となった場合、電話回線網を利用した24時間体制の探索サービスで、所在を早期に見つけます。	・中度以上の知的障害のある人または自閉症で探索サービスが必要と認められる在宅の障害のある人	月 1,500円	
事業者方式 緊急通報システム	ひとり暮らしなどの障害者が、家庭内で病气や火災などの緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間お手洗いの利用が無い場合に専門の警備員が出勤して安否の確認および救助活動を行います。 ・ペンダント型無線発報器 ・火災センサー(熱感知器) ・ライフリズム(生活活動感知器)	・18歳以上の人で身障手帳1・2級のひとり暮らしまたは障害者のみの世帯 ・ひとり暮らしの特殊疾病の人	月 400円 生活保護受給者および住民税非課税者は無料です。	
聴覚障害者緊急 ファクシミリ通報	事故、緊急等の場合に警視庁へファクシミリで通報できる専用のカードを交付しています。	聴覚または言語機能障害の身障手帳を持ち、自宅にファックスのある人		
配食サービス	栄養のバランスのとれた昼食または夕食を、週4回までご自宅にお届けし、同時に安否の確認をします。	ひとり暮らしや障害者のみの世帯等で食事づくりが困難な人	1食 500円(週4食まで)	

交通費負担の軽減

事業	内容	対象	支給額等	担当課
タクシー利用券の 給付	生活圏の拡大や利便のために、タクシー利用券を給付します。ガソリン代の助成との併給はできません。	・身障手帳 下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級の人 ・愛の手帳 1・2度の人	年 30,000円 (10月以降新規申請の人は15,000円)	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670～4 FAX3578 - 2678
ガソリン代の助成	障害者本人または同一生計の人が、本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。		中型タクシーと同額料金でご利用になれます。	
福祉キャブ(昇降装置付きタクシー)	車いすやストレッチャーのまま乗降できる、昇降装置付きタクシーを運行しています。			
都営交通の 無料バスの発行	都営交通(都営地下鉄・都バス・都電)を利用するとき、無料バスを提示すると料金が無料になります。	・身障手帳または愛の手帳をお持ちの人 ・戦傷病者手帳(特別項症～第6項症・第1款症～第5款症)をお持ちの人 ・原爆被爆者(厚生労働大臣の許可を受けた人および健康管理手当受給者)	本人は無料 介護者も割引になる場合があります。	23区内の都電、都バス、都営地下鉄の定期券発売所(全36か所)
		精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	手数料 1,000円	
民営バスの割引	乗車するときに身障手帳または愛の手帳を提示すると割引となります。	身障手帳または愛の手帳をお持ちの人とその介護者(介護者は「心身障害者民営バス割引証」が必要です。)	割引率 乗車券 50% 定期券 30%	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670～4 FAX3578 - 2678
有料道路 通行料金の割引	申請により割引証を発行します。手帳と割引証を提示すると割引となります。	・身障手帳所持者が自ら運転する場合 ・身障手帳・愛の手帳(第1種、愛の手帳の場合は1・2度)をお持ちの人を乗せて介護者が運転する場合(営業用を除きます)	割引率 50%	

扶養年金

年金	支給対象	年金額等	担当課
心身障害者扶養年金	障害者の保護者(加入者)が死亡または心身の機能が喪失状態になったとき ・身障手帳 1~4級(平衡・体幹は5級まで)の人 ・愛の手帳 1~4度の人 ・脳性まひ、自閉症、進行性筋萎縮症、精神障害(一定程度以上)の人	[掛金] 加入したときの保護者の年齢により、 月 4,800円~15,600円 [年金] 月 30,000円	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670~4 FAX3578-2678

税の減免

事業	内容	対象	担当課
障害者控除対象者認定	税の申告を行う際に、身障手帳等の交付を受けている人以外でこれに準ずるものとして、医師の証明により確認した人を福祉事務所長が「障害者控除」の対象者として認定します。	知的障害または身体障害のある人で、その障害の程度が身障手帳等の交付を受けている人に準ずるものとして医師の証明を提示した人	障害者福祉課障害者支援係 ☎内線2670~4 FAX3578-2678

その他の事業(一部を紹介します。)

事業	内容等	担当課
身体障害者 デイサービス事業	利用者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持改善等を図ることができるように、創作的活動、機能訓練、レクリエーション、入浴等を行い、利用者の自立と社会参加の促進を図ります。	障害保健福祉センター 事業係 ☎5439-2511 FAX5439-2514
機能訓練	身体障害のある学齢児や重複障害等で訓練を行う必要のある区民に、二次的障害を予防し日常生活の維持・改善を図れるように支援します。	
相談事業	センター利用や福祉サービスなどの相談や、障害に関するさまざまな問題について、医師や専門職などの専門のスタッフが各種相談に応じています。	障害保健福祉センター相談担当 ☎5439-8053 FAX5439-2514
こども療育	18歳未満の乳幼児・児童を対象に、日常生活指導や発達援助(通園)を行いながら、心身の発達を促し日常生活に必要な力の習得を目指します。さらに、それぞれの家庭や地域において充実した日常生活が送れるように支援します。その他、就園児、学齢児には、グループ毎のプログラムに基づき創作やレクリエーションなどの活動を行います。 【通園事業】指定日クラス(0歳~3歳未満)、日々クラス(3歳~就学前)、並行保育(幼稚園・保育園在園児) 【就園児グループ】【学齢児グループ】 【在宅訪問事業】お子さんの健康状態や家庭の事情により通園できない場合は、専門スタッフが、家庭を訪問し、お子さんにとって必要な療育とアドバイスをを行います。	障害保健福祉センター こども療育係 ☎5439-8055 FAX5439-8069
生活・作業訓練事業(通所) 「工房アミ(Ami)」	18歳以上の知的障害者で通所が可能な人に、生活訓練や作業訓練、趣味・レクリエーションを通して自立を促進し、地域や家庭でより充実した生活を送ることができるよう支援します。15歳以上18歳未満の人でも個々の事情により利用することが可能です。	障害保健福祉センター生活作業係 ☎5439-8059 FAX5439-2514
知的障害者授産	18歳以上で知的障害があり、一般の企業等に就職することが困難な人に対し、福祉的就労を提供し、作業、生活、健康等の指導を通して自立した生活の促進を支援します。	障害保健福祉センターワークショップ係 ☎5439-8057 FAX5439-8058
精神保健福祉相談	相談日(予約制)を設けて、専門医が相談をお受けします。また、保健師は随時相談を受けています。	
家族会	こころに病気がある人の家族の集まりです。交流・相談・勉強会などを行っています。参加希望の人は、地区担当の保健師を通してお申し込みください。	健康推進課地域保健係 (保健サービスセンター) ☎3455-4772 FAX3798-4619
デイケア (社会復帰援助事業)	こころに病気がある人が、社会や家庭でより自立した生活を送れるように、レクリエーション・話し合い・創作活動・各種教室等の参加を通して、社会復帰の援助をしています。	
区民保養所の 利用料金の減額	4月1日~翌年3月31日の間に、区民で次の手帳をお持ちの人は、大平台みなと荘・伊東暖香園それぞれ2泊に限り利用料金が減額になります。介護者も減額できる場合があります。 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳 ・被爆者健康手帳 ・戦傷病者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	地域活動支援課地域振興係 ☎内線2530~3 FAX3578-2559
成年後見審判申立事業	成年後見制度とは、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人が、福祉サービスの利用や財産の取引などの契約を行うときに、権利や財産が守られるためのしくみで、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を支援するものです。この後見等開始の審判を裁判所に申し立てる親族等がない場合等に、区長が代わりに審判申立てを行います。	障害者福祉課障害者福祉係 ☎内線2386~9 FAX3578-2678 精神に障害のある人 保健予防課精神保健福祉担当 ☎3455-4702 FAX3798-4619
福祉サービス 利用援助事業	在宅生活をされていて知的障害・精神障害・身体障害・高齢などのため、福祉サービスの利用援助が必要な人(本人の意思で契約できる人)を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、大切な書類などのお預かりを行い、地域で安心して生活できるようお手伝いします。 ・福祉サービスの利用援助 } 1回1時間まで1,000円(1時間を超えた場合は30分までごとに500円を加算) ・日常的な金銭管理サービス } ・書類等の預かりサービス 1か月500円 減免制度あり	港区社会福祉協議会 福祉サービス利用支援センター 「サポートみなと」 ☎3431-2082 FAX3438-2755
障害者就労援助事業	区内在住の働く意欲のある障害者を対象に、一般企業への就職を支援します。 ・職業相談 ・就職前支援 実習や模擬面接など ・就職後支援 職場と家庭との連絡調整・仲間作り・生活相談など また、区内の事業所等に対し、障害者雇用に関する情報提供等の職業相談も行っていきます。	港区障害者福祉事業団 ☎5439-8062 FAX5439-2515

平成18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと
65歳未満の人で、症状が悪化し、2級以上に該当した場合

2 次(1)~(3)のすべての条件にあてはまれば請求できます。
1 国民年金に加入している間に初診日(初めて医師の診療を受けた日)がある病気が、60歳以上65歳未満で日本国内に居住している場合、加入をやめた後の病気やけがによるものでも受けられます(他の基礎年金の受給者は除く)。
(2) 障害認定日(障害の原因となった病気が、初診日から1年6か月を経過した日または症状が固定した日)に、国民年金の障害等級表(表2)の1級2級の障害の状態にあること
(3) 次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること
初診日のある月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上あること

20歳以降に初診日のある病気やけがで障害の状態になったときに請求できます。
受給の要件

障害基礎年金は、国民年金の加入期間中または20歳以前に病気やケガで重い障害の状態になったときに請求できます。

障害基礎年金

表2 障害等級表

1級(障害等級の一部を掲載しています)
・両眼の視力の和が0.04以下の人
・両耳の聴力レベルが100デシベル以上の人
・両上肢の機能に著しい障害を有する人
・両下肢の機能に著しい障害を有する人
・体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障害を有する人
・身体の機能の障害または長期の安静を要する病状が同程度以上で、介護なしに日常生活をすることができない程度の人
・精神の障害であって、同程度以上と認められる人
・その他、障害、病状が同程度以上と認められる人
2級(障害等級の一部を掲載しています)
・両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の人
・両耳の聴力レベルが90デシベル以上の人
・一上肢の機能に著しい障害を有する人
・一下肢の機能に著しい障害を有する人
・体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有する人
・身体の機能の障害または長期の安静を要する病状が同程度以上で、日常生活に著しい制限を受ける程度の人
・精神の障害であって、同程度以上と認められる人
・その他、障害、病状が同程度以上と認められる人

3 所得の制限はありません。
20歳以前(国民年金に加入する前)に病気やけがで障害の状態になった人
20歳になったときに、国民年金の障害等級表の1級、2級の障害の状態にあり、そのときの診断書が提出できれば、20歳になった翌月から支給します。
2 障害認定日が20歳以降のときは、障害認定日の翌月から支給されます。
3 本人の所得により、年金額が半額あるいは全額停止する場合があります。
4 65歳未満の人で、症状が悪化し、2級以上に該当した場合

問い合わせ	国保年金課国民年金係
港社会保険事務所	☎内線2661~6
☎5401	FAX3578
321	国民年金の第3号被保険者期間に初診日がある人の窓口は社会保険事務所となります。
1	

1 20歳になったときに、国民年金の障害等級表の1級、2級の障害の状態にあり、そのときの診断書が提出できれば、20歳になった翌月から支給します。
2 障害認定日が20歳以降のときは、障害認定日の翌月から支給されます。
3 本人の所得により、年金額が半額あるいは全額停止する場合があります。
4 65歳未満の人で、症状が悪化し、2級以上に該当した場合

年金額	1級	2級
1人目・2人目	99万6300円	79万7000円
3人目以降の子	各22万9300円	各7万6400円

合は、事後重症の請求ができません。
1級 99万6300円
2級 79万7000円
障害基礎年金を受けられるようになったときに、その人によって生計を維持されている18歳までの子(障害等級1~2級の障害がある場合は20歳未満)がいるときは、次の額が加算されます。

費用の表記がないものは、すべて無料です。
 区役所への郵便は、郵便番号と宛て先〒105 8511 港区役所(課)で届きます。
 講師等の氏名の敬称は、省略させていただきます。
 ファックスでのお問い合わせは、FAX 3578 2034へ。

講座・催し物

家具のリサイクル展

「ご家庭で不用になつた良質な家具を引き取つて展示し、希望者には抽せんのおえ無料(配送料は自己負担)でお譲りします。展示・申し込み期間 6月6日(金)～7月9日(水)(日・月・祝日は休館)
 抽せん日 7月10日(木)
 ところ・問い合わせ エコプラザ ☎5404 7764
 「食料を生かした家庭料理」
 とき 6月18日(水) 午後1時～3時30分 ところ 男女平等



薬物乱用防止キャンペーン期間
 6月20日(金)～7月19日(土)

参画センター 内容 ヘルシーパンケーキ 揚げ鳥のリンゴ酢ソース 春野菜のタラモディップ添え フルーツポンチ講師 稲川貴美子(栄養改善普及会理事) 対象 区内在住・在勤・在学者 定員 10人(電話で先着順) 参加費 600円 持ち物 エプロン・ふきん・三角巾・筆記用具 共催 木の芽会 申し込み 電話で、消費者センターへ。 ☎3456 4159

平成15年度 第1回防災体験教室

第18回港区ジョイントコンサート

地震体験や、火災時の煙の体験などを通じて、日ごろの防災意識を高めてみませんか。
 とき 6月26日(木) 午前10時30分～午後0時20分(都営浅草線大門駅押上方面ホーム改札前集合・体験コーナー終了後自由解散) ところ 本所防災館墨田区横川4 6 6) 定員 20人(申し込み先着順) 内容 「体験コーナー」午前10時30分～午後0時20分(基本コース/地震、煙、消火、応急手当、各体験+3Dシアター)自由見学

覚せい剤・シンナーをはじめとする恐ろしい薬物の乱用から子どもたちを守るためには、家庭や地域社会のバックアップがとても大切になります。
 身近な人たちと話し合ってみませんか?
 キャンペーンの一環として、薬物乱用防止推進港区協議会では、今年も区内在住・在学の中学生を対象にした「薬物乱用防止ポスター・標語」の募集をします。ぜひ応募ください。
 また、薬物乱用防止キャラバ



「お知らせ」
 郷土資料館展示室の臨時休室
 特別整理のため、休室します。休室期間 6月20日(金)～7月4日(金) なお、文化財についての相談等は平常どおり行います。
 問い合わせ 港郷土資料館 ☎3452 4966

保育園勤務非常勤職員の募集

期間 8月～16年3月 職種および勤務内容 給食調理・週3日24時間勤務 報酬 約18万円 土曜日勤務あり。交通費は別途支給 勤務場所 芝保育園 対象 平成15年4月1日現在60歳未満 募集人員 1人 試験日 1次・7月4日(金) 2次・7月中旬(日時は後日通知)
 申し込み 履歴書(写真貼付)に返信用封筒(80円切手貼付)を添えて、6月20日(金・必着)までに、〒105 8511 港区役所保育課運営係へ。 ☎内線2445
 区民向け住宅(区営住宅) あき家人居者募集
 募集期間および申し込みのしおり

「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」都民の集い
 とき 6月29日(日) 午後1時～3時
 ところ 新宿駅西口広場イベントコーナーB1スペース(新宿駅西口 地下1階)・アトラクション、展示コーナーなど
 生活衛生課医務・薬事係(生活衛生センター) ☎3408 6146

「配布期間 6月18日(水)～27日(金) 募集戸数 世帯向け 10戸 単身者向け 1戸 募集住宅の概要」

世帯向け	募集住宅	所在地	申込区分	募集戸数	
区営住宅	シティハイツ白金	白金3-7-9	在住者	2	
	シティハイツ芝浦	芝浦3-5-34	在住者	3	
	シティハイツ港南	港南3-3-17	在住者	3	
	シティハイツ車町	高輪2-20-29・30	在住者	2	
単身者向け	区営住宅	シティハイツ車町	高輪2-20-30	在住者	1

「リーフレット配布など」
 東京都などが主催する、「都民の集い」も実施されます。
 区内在住者(20歳未満の既婚者を含む)である(単身者向け住宅は3年以上の居住者) 申込者本人が成年者(20歳未満の既婚者を含む)である(単身者向け住宅は50歳以上) 世帯向け住宅については、同居親族(予定者を含む)がいる 世帯の所得が定められた基準内である 現に住宅に困っている 住民税を滞納していない
 詳しくは、「申込みのしおり」をご覧ください。
 都営住宅地元割当(あき家人居者)募集
 募集期間および申し込みのしおり 配布期間 6月18日(水)～27日(金) 募集戸数 あき家4戸
 主な申込資格
 申込者本人が港区内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む)である 同居親族(予定者を含む)がいる 世帯の所得が定められた基準内である 現に住宅に困っている

「印の「申込みのしおり」の配布」
 募集期間中に、(財)港区住宅公社、都市計画課(区役所6階)各支所、台場分室(以上土・日曜日を除く)および各福祉会館で配布します。また、(財)港区住宅公社のホームページ <http://www.minato-smile.or.jp> からダウンロードできます。
 印の申し込み 郵送で募集期間中に投かんし6月30日(月)までに芝郵便局に到着したものを受け付けます。
 印の「申込みのしおり」を郵送でお送りします
 郵送を希望する人は、封筒に210円分の切手を同封のうえ、募集名・住所・氏名を書いて、6月23日(月)必着までに、〒105 0003 港区西新橋2-10-19 (財)港区住宅公社へ。
 印の問い合わせ (財)港区住宅公社 ☎3593 5686
 テレホンサービス ☎3593 5684

「夏季アルバイト(保育士・給食調理・用務補助)募集」
 対象 18～50歳位まで 採用期間 7月～9月 勤務場所 区立保育園 募集人数 各園若干名 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分 報酬 時給950円(別途交通費相当分400円)
 申し込み 電話で、7月31日(木)までに、保育課運営係へ。 ☎内線2445
 第9回港区とNPOとの協働のあり方懇談会傍聴者募集
 区内で活動するNPO(民間非営利団体)の代表者等による懇談会です。傍聴を希望する人は、事前にお申し込みください。なお当日はグループ討議を行います。
 とき 6月23日(月) 午後6時30分から2時間程度 ところ 区役所9階会議室
 申し込み・問い合わせ 電話で、事業推進課へ。 ☎内線2092
 何でも国民年金相談
 国民年金に関すること
 気軽に相談ください

「はり・マッサージサービス」
 とき 7月1・2日(火・水) ところ 麻布福祉会館 対象 65歳以上の区民 定員 60人 費用 1000円
 申し込み 電話で、6月11日(水)～13日(金)に麻布福祉会館へ。 ☎3408 7888

「港区議会定例会」
 平成15年第2回定例会は、6月19日(木)から開かれます。
 議案については、区政資料室(区役所3階)で閲覧できます。
 問い合わせ 区議会事務局 ☎内線2915～7

保健だより

みなと保健所
各センターの所在地

生活衛生センター 六本木5-16-45
保健サービスセンター 三田1-4-10
健診センター(健診時のみ開場) 赤坂4-18-13

休日診療

診療時間 □ は午前9時～午後5時
診療時間 ■ は午後5時～午後10時

6月15日(日)	劉内科整形外科(内)	南麻布2-2-13 麻布ハイプラザ205	5476-5489
	赤坂病院(外・内)	赤坂2-17-17	3585-0600
	デイム歯科医院(歯)	南青山2-27-25 ダヴィンチ青山	5412-8015
	小田原医院(内)	麻布十番3-11-12	3451-4595
	港区休日歯科応急診療所	三田1-4-10 保健サービスセンター3階	3455-4927

電話不通の場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁テレホンサービス	☎ 3212-2323 (毎日24時間) 短縮ダイヤル「7119」
	東京都保健医療情報センター	☎ 5272-0303 (毎日24時間)
薬の相談	港区休日くすり(処方せん調剤)何でもテレホン	休日 ☎ 3432-0748 (午前9時～午後2時) 夜間 ☎ 090-3690-3102 (通年終夜)

各種検診 - 1

検診名	胃・大腸がん検診						肺がん検診			
	7月23日(水)	7月25日(金)	7月28日(月)	7月24日(木)	7月29日(火)					
とき	午前9時～10時	午前10時～11時	午前9時～10時	午前10時～11時	午前9時～10時	午前10時～11時	午後1時～2時	午後2時～3時	午後1時～2時	午後2時～3時
定員	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人	10人
対象	35歳以上の区民						40歳以上の区民			
ところ	東京都予防医学協会【保健会館】 【JR・地下鉄市ヶ谷駅徒歩5分】									
申し込み	電話で、6月11日(水)から健康推進課健康づくり係へ。(保健サービスセンター) ☎3455-4928 受付時間：午前9時～午後5時									

各種検診 - 2

検診名	乳がん検診	子宮がん検診	歯周疾患予防健診
対象	30歳以上の女性		25歳以上50歳以下の人で、現在歯科治療中でない人
とき	11月29日(土)まで		12月25日(木)まで
ところ	区内指定医療機関		
内容	問診・視診・触診	問診・視診・細胞診	歯の健診・歯周の健診
個別通知	平成14年度に、それぞれの検診を受けた人には、受診票を送りました。		今年度、30歳・40歳・50歳になる人と、平成14年度に、成人歯科健診・歯周疾患検診を受けた人には、受診票を送りました。
申し込み・問い合わせ	はがきに、希望健診名・住所・氏名(フリガナ)・生年月日・性別・電話番号を書いて、〒108-0073 港区三田1-4-10(保健サービスセンター)健康推進課健康づくり係へ。☎3455-4928		

骨粗しょう症検診

とき	7月3日(木)午後1時15分～2時30分
ところ	保健サービスセンター
内容	問診・身長体重計測・骨密度測定、診断・保健栄養指導
対象	18歳以上の区民 現在骨粗しょう症で治療中の人は、ご遠慮ください。
定員	35人(電話で先着順)
申し込み	電話で、健康推進課健康づくり係へ。(保健サービスセンター) ☎3455-4928 受付時間：午前9時～午後5時

悪い虫 なくすあなたの心がけ

～もとを断たなきゃダメ～

書虫が多く発生する時期になりました。

まず、虫のことをよく知って発生させない、発生をできるだけ防ぐなど、もとを断つ、発生源対策、工夫をしましょう。

環境的に予防を

「虫がでた。それ殺虫剤！」などのように、すぐ殺虫剤にたよっていませんか。

害虫は、多く発生してから退治するのではなく、水たまりをなくしたり、風通しをよくしたり家のなかを清潔にするなど、日常のちょっとした心がけで、発生を防ぐことができます。

蚊(水たまりをなくして)

区内で見かける主な蚊は、昼から夕方にかけて活動するヒトスジシマカ(ヤブカ)と夜寝ているとブーンと飛んでくるイエカです。

蚊は、卵から幼虫(ボウフラ)、さなぎまで「水の中」で生活しています。

この「水」をなくしたり、常に取りかえることで、蚊は育つことができなくなります。また、卵を産むこともできません。

退治は簡単です

一度、家の回りを点検してください。

蚊の発生源

- バケツ 裏返したり、水がたまらないようにしましょう。

ダニ

ダニは、ほとんどの家にいると言われていて、これらのダニは、人を刺し、かゆくなることとはありませんが、そのまま増やしてしまうと、別のダニが発生し、人にも被害を与えるなど問題が大きくなります。

日常の心がけ

- ダニの退治は、室内の換気をよくし、ふとんなどを十分乾燥させることで効果があります。必要以上に殺虫剤を使用することは避けてください。
- えさととなるフケやチリをなくしてください。
- まめに掃除を、掃除機はゆっくりとていねいにかけてください。
- できる限りふとんを干しその後、両面に掃除機をていねいにかけてください。ふとんを干すときは、午後2時から3時には取り込んでください。夕方まで出しているとかえって湿気を吸い込んでしまいます。
- カビをそのままにしないで拭き取るなど、清潔にしてください。

植木鉢の受け皿 水を常に交換しましょう。

空きびん、空き缶、古タイヤなど 放置しないですぐ片付けましょう(リサイクルしましょう)。

緑化推進ポスター・標語を募集します

【対象】 区内在住・在勤・在学者

【応募内容】 「育てようわたしたちの心と緑」をテーマに、緑に対する自分の思いを「ポスター」や「標語」にして応募ください。

ポスターのサイズは画用紙の四つ切り(380mm×540mm)を目安にしてください。

作品の応募は1人2作品までで、未発表のものに限りまです。

【表彰】 ポスターの部

最優秀作品	3点
優秀作品	3点
佳作	6点

標語の部

最優秀作品	1点
優秀作品	1点
佳作	2点

入賞者には、賞状と賞品を贈呈します。

【発表】 入賞者および入賞作品は、広報みなと11月11日号でお知らせする予定です。

【その他】 応募作品の著作権等は港区に帰属し、返却しません。

【締め切り日】 9月11日(木・必着)

応募・問い合わせ 〒105 8511 港区役所土木事業課緑化推進係 ☎内線2331

こんな恐い病気も

近年、蚊と鳥がウイルスを保有すると言われていて、ウエストナイル熱が問題となっていています。

日本では、このウイルスを持った蚊や鳥は確認されていませんが、いつ侵入するかわかりません。

また、ダニは死がいやフンなどでアレルギーの原因になり、種類によっては刺されるなどの被害もあります。

地域ぐるみで快適リビング

区では、町会、自治会などからの申し込みにより、害虫の退治やネズミの退治についての出前講座を行っています。

地域の啓発活動として、ぜひご利用ください。

問い合わせ 生活衛生課生活衛生相談係(生活衛生センター) ☎3408 6146